

令和2年度

新潟市内部統制評価報告書

審査意見書

新潟市監査委員

令和2年度新潟市内部統制評価報告書審査意見

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

第2 審査の種類

地方自治法第150条第5項に基づく審査

第3 審査の対象

令和2年度新潟市内部統制評価報告書

第4 審査の着眼点

- 1 評価手続に係る記載の審査
 - (1) 市長が評価手続に沿って適切に評価を実施したか
 - (2) 市長が過不足なく不備を把握したか
- 2 評価結果に係る記載の審査
 - (1) 市長が把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行ったか
 - (2) 市長が把握した整備上の重大な不備について、評価基準日までに是正したか

第5 審査の主な実施内容

- 1 審査に当たっての共通事項
 - (1) 内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料の閲覧、及び関係職員に対する質問等
 - (2) 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づくとともに、その他の監査等において得られた知見の活用
- 2 評価手続に係る記載の審査
 - (1) 全庁的な内部統制について、市長が設定した評価項目が合理的か、市長の評価作業が、各評価項目に対応して実施されているかなどの検証

(2) 業務レベルの内部統制について、市長が方針に定めた内部統制対象事務が不足なく評価対象に含まれているか、市長による重点リスクの選定や対応策が合理的か、各部局での自己評価と内部統制評価部局の独立的評価を組み合わせ有効性の評価を実施しているかなどの検証

3 評価結果に係る記載の審査

(1) 市長が重大な不備に当たるとした不備について、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、市民等に対し、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものを過不足なく記載しているかの検証

(2) 整備上の重大な不備があった場合、是正措置が評価基準日までに行われたか、また、実施された是正措置について市長の評価が適切であるかの検証

第6 審査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局執務室等

2 実施日程

令和3年5月31日から令和3年8月30日まで

第7 審査の結果

令和2年度新潟市内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）について、前述のとおり審査した限りにおいて、評価手続き及び評価結果に係る記載はおおむね相当であると認められた。

なお、定期監査等において得られた知見を活用し、下記のとおり意見を付すので、今後の内部統制の整備及び運用において検討されたい。

1 定期監査の結果を活用した重点リスクの検討を

(1) 財産管理事務におけるリスクについて

令和2年度第2期定期監査において、本市が貸し付けている財産に係る光熱水費の実費相当額の算定を誤り、長年にわたって過大に徴収していたことにより、市民に対し多額の損失を与えていた事案が検出された。その後、同様の事例が全庁的に複数判明し、過徴収額の返還等の対応を迫られることとなった。

このような事務処理誤りは本事案に限らず多くの財産管理事務で発生しうるものである。財産管理事務の誤りは、その影響が単年度に限らず長期間に及ぶことで、市民に対する影響が大きくなるおそれがある。

しかし、定期監査では財産管理事務における不備が毎回多数検出されているにもかかわらず、財産管理事務において選定された重点リスクは全重点リスクの1割未満と決して多くはない。特に多くの公有財産を所管する所属においては、そのリスクの大きさを再認識するとともに、一度設定した重点リスクを安易に前例踏襲することなく、年度当初の設定時にはあらためてそのリスクの大きさを評価したうえで重点リスクとすべきかどうか検討する必要がある。また、内部統制評価部局においても、当該リスクに対する対応策が整備されているか、その内容が適切といえるかといった観点も含めた評価を実施されたい。

(2) 業務システムにおける設定誤り等により発生しうるリスクについて

令和2年度第3期定期監査において、複数の業務システムに係る事務処理誤りが判明した。地方公共団体における多岐にわたる業務の正確性と職員の負担軽減を両立するために今や電算システムは必要不可欠であり、本市においても既に多くの業務システムが稼働しており、今後もその分野と領域は一層拡大するものと予想される。

その一方で、システム導入・改修時の仕様や解釈に誤りがあった場合は、日々の業務においてその誤りを発見することは困難であるうえ、その影響は広範囲に及び、多くの市民に対し不利益を与えたり、本市の損害や信頼低下につながるおそれがある。

当該監査にて指摘された所属に限らず、本市が行っている多種多様かつ大量の業務は、本庁だけでなく区役所等の出先機関を含む多くの職員を通じて執行されている。今後も多くの

業務において新システムの導入や既存システムの改修が必要となることが予想されることから、現在業務システムを所管している所属や今後業務システムの導入を予定している所属においては、業務システムに潜む設定誤り等により発生しうるリスクの重大性をあらためて認識するとともに、内部統制評価部局においても、当該リスクに対する対応策が整備されているか、その内容が適切といえるかといった観点も含めた評価を実施されたい。

2 内実を高め、信頼される内部統制の整備・運用を

報告書では、業務レベルの内部統制において評価対象期間中に3件の運用上の重大な不備を把握したため一部が有効に運用されていないと評価されており、その評価手続き及び評価結果に係る記載についてはおおむね相当と判断した。しかし、当年度は内部統制制度の導入初年度ということもあり、今後も検討を要する点がいくつかあることも確認できた。

まず、報告書における運用上の重大な不備に関する記載について、その判断基準が具体的に記載されておらず、評価対象期間中に把握した全ての不備の中から、どのような過程を経て重大な不備に当たるかどうかの判断がなされたのか、その経過が不明瞭である点が挙げられる。次年度以降はその経過を明らかに記載することで、広く市民に対して説明責任を果たしていくことが望まれる。

次に、運用上の重大な不備に当たるかどうかの判断基準について、懲戒処分の有無を基準の一つとしており、この度重大な不備と判断された3件はいずれも懲戒処分が確定しているが、内部統制評価部局が作成した判断基準では、懲戒処分の有無だけでなく、そのほかの基準も含め量的影響度と質的影響度を総合的に勘案した上で重大な不備に当たるかどうかを判断することとしている。よって、必ずしも懲戒処分の確定は重大な不備と判断する上での必要条件とはいえず、本市や市民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせた事案においては、懲戒処分が確定していなくても重大な不備となり得る。その反対に懲戒処分の確定は重大な不備と判断する上での十分条件ということもできず、本市や市民に生じさせた経済的・社会的不利益の度合いが大きいと判断される事案においては、重大な不備とはならないとの判断もあり得ると考えられる。次年度以降は他都市の事例も参考とするなど、懲戒処分の有無に拘泥することのない、より総合的な判断基準の運用が求められる。

また、重大な不備と判断された事案についてはいうまでもないことであるが、重大な不備と判断されなかったものの中にも、定期監査で検出した前述の事例のように、多くの市民に多大な損害を与えたものが含まれており、このような過ちを二度と繰り返さないよう取り組むとともに、内部統制が形骸化することのないよう、その内実を高めるための不断の見直しが肝要である。

内部統制は不正や事務処理誤りの予防だけでなく、職員を守る意味もある。今回顕在化した不備は全庁で共有し、監査結果もあわせて活用しながら、不正や事務処理誤りが起きない、起こさせない、起きたとしてもその影響を最小限に抑える仕組みづくりへの、たゆまぬ努力が必要となる。

市長は内部統制に関する方針の中で「公務能率を高め、適正な事務を執行する組織へと改革し、信頼される行政運営の確立に取り組む」ことを宣言している。この方針を全職員があらためて再確認し、信頼される内部統制を整備・運用するよう求めるものである。